

運動部等の活動方針について

1 基本的な考え方

(1) スポーツについて

- ① スポーツは、心身の急速な成長の過程にある生徒にとって、体力の向上や他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や実践的な思考力や判断力を育むなど、人格形成に大きな影響を及ぼすとともに、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基盤となる。
- ② 競技スポーツには、人間の可能性の極限を追求する営みも有り、そこに打ち込む選手等のひたむきな姿や高い技術などは、人々のスポーツへの関心を高めるとともに、感動と夢や希望を人々にもたらし、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献できる。

(2) 部活動について

- ① 学級や学年の枠を超えて、生徒の自主的・主体的な参加によって行われ活動は、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、協調性や責任感、連帯感などを育成する場として意義深い。
- ② 適正な活動は、学習意欲の向上など生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者への信頼や期待を高めるとともに、学校全体の一体感の醸成にも繋がる。

2 運動部の活動方針

- (1) 学校教育の一環として位置づけるとともに、その活動は、生徒の自主的・主体的な参加によって運営され、その内容は、生徒の運動（スポーツ）に対する多様な価値観を尊重して行われるものとする。
- (2) 生徒の健全な心と身体を培い、個性の伸長と豊かなスポーツライフを継続できる資質と能力の基盤を育む活動とする。
- (3) 学校の小規模化や教職員のワーク・ライフ・バランス等の観点からも、部活動の運営が持続可能な体制を整える。

(4) 部の活動

① 設置する部活動について

野球部、バドミントン部、卓球部

② 活動時間及び日数等について

ア 活動時間

○ 学期中

- ・ 平日：2時間程度
- ・ 休業日：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

○ 長期休業中

- ・ 学期中に準ずる

イ 休養日

- ・ 平日：木曜日
- ・ 週休日：日曜日 別紙「年間活動計画」参照

ウ その他

- 定期考査1週間前（土日含む）及び年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わ

ない。大会等がある場合は校長に相談する。

- 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

③ 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ア 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟主催、共催、後援の大会とする。
- イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

(5) 部活動の運営

① 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

② 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

3 文化部の活動方針

運動部の活動方針に準ずるものとし、茶道部、華道部、理科部を設置する。

4 その他

平成29年12月22日に中央教育審議会において、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」が取りまとめられました。これを踏まえ、同月26日に文部科学省として「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめ、都道府県教育委員会等にお知らせがあり、これを受け、平成30年5月に新潟県教育委員会から「新潟県部活動の在り方に係る方針」が各学校に通知され、各学校では「学校の部活動に係る活動方針」を策定することとなりました。

その主な内容は、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築に向けて、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置等を講ずることとしています。その中の「学校における業務改善」では、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務としています。

これまでの部活動に期待されてきた教育的効果や学校に寄せられてきた関係者の思いに加え、新しい時代にあった部活動の運営等が求められています。

小規模化が進んでいる本校において、スポーツや文化等の活動をとおした生徒の心身の健全育成に向けて、地域との積極的な関わりの中で、持続可能な部活動の運営体制の構築に取り組んでまいりたいと考えています。

令和5年4月

県立正徳館高等学校長

羽豆 拓夫